

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・	法人名	()
----------------------------	--------	-----	-----

別表六の二十七 平三十・四・一以後終了連結事業年度分

各 連 結 法 人 税 額 に お け る 計 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	各 連 結 法 人 に お け る 計 算	調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{(1)}{(22)}$	15
	調整前連結税額の個別帰属額 $(23) \times \frac{(1)}{(21)}$	2			個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{5}{100}$	16
	特定寄附金の額の合計額 (28の計)	3			法 人 税 額 基 準 額 (15)と(16)のうち少ない金額)	17
	税 額 控 除 基 準 額 $(3) \times \frac{20}{100}$	4			当 期 税 額 控 除 可 能 額 (14)と(17)のうち少ない金額)	18
	(別表一の二(一)「5」+「7」)、(別表一の二(二)「5」+「7」)又は(別表一の二(三)「5」+「7」)のうち帰せられる金額	5			調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 $(26) \times \frac{(18)}{(25)}$	19
	連結親法人が中小連結親法人以外の場合の調整前個別帰属法人税額 (別表六の二(十七)付表「21」)	6			法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (18) - (19)	20
	連結親法人が中小連結親法人の場合の調整前個別帰属法人税額 (別表六の二(十七)付表「22」)	7			連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「56の①」)	21
	仮 計 (5)と(6)又は(7)のうち多い金額)	8			特 定 寄 附 金 を 支 出 し た 各 連 結 法人の個別所得金額の合計額 (適用連結法人の(1)の合計)	22
	控除対象個別帰属調整額等	9			調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	23
	住民税額控除額の計算の基礎となる法人税額 (8) - (9) (5) > (8) - (9)の場合は(5))	10			総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(23) \times \frac{5}{100}$	24
	住民税額控除額 $(10) \times \frac{2.58 \text{ 又は } 1.4}{100}$	11			当 期 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額 (各連結法人の(18)の合計)	25
	差引税額控除基準額残額 (4) - (11)	12			調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(二十五)「7の⑩」)	26
	特定寄附金基準額 $(3) \times \frac{10}{100}$	13			法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額 (25) - (26)	27
	税 額 控 除 限 度 額 (12)と(13)のうち少ない金額)	14				

各 連 結 法 人 に お け る 特 定 寄 附 金 に 関 す る 明 細

寄 附 し た 年 月 日	寄 附 先	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の内容	特 定 寄 附 金 の 額
・			28
・			円
・			
計			

別表六の二（十七）の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の3第1項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 各連結法人において平成28年改正前の措置法（以下「平成28年旧措置法」といいます。）第68条の14第5項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは第68条の15第5項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは平成27年改正前の措置法（以下「平成27年旧措置法」といいます。）第68条の9第11項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用がある場合又は措置法第68条の67第1項（連結法人に使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）に規定する使途秘匿金の支出がある場合の記載は、次によります。

(1) 「（別表一の二（一）「5」+「7」）、（別表一の二（二）「5」+「7」）又は（別表一の二（三）「5」+「7」）のうち帰せられる金額 5」の記載に当たっては、「別表一の二（一）「5」」、「別表一の二（二）「5」」又は「別表一の二（三）「5」」の金額から、平成28年旧措置法第68条の14第5項の規定の適用がある場合には同項の規定の適用を受ける金額を、平成28年旧措置法第68条の15第5項の規定の適用がある場合には同項の規定の適用を受ける金額を、平成27年旧措置法第68条の9第11項の規定の適用がある場合には同条第1項から第3項まで（平成27年旧措置法第68条の9の2第1項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を

みます。）の規定に係る部分の金額を、それぞれ控除して計算します。

(2) 「（別表一の二（一）「5」+「7」）、（別表一の二（二）「5」+「7」）又は（別表一の二（三）「5」+「7」）のうち帰せられる金額 5」の記載に当たっては、別表一の二（一）「10」の外書の金額、別表一の二（二）「8」の外書の金額又は別表一の二（三）「8」の外書の金額のうち各連結法人に帰せられる金額を同欄の上段に外書として記載します。

(3) 「 $\frac{\text{仮計}}{\text{（5）と（6）又は（7）のうち多い金額}} \times 8$ 」及び
「 $\frac{\text{住民税額控除額の計算の基礎となる法人税額}}{\text{（8）-（9）}} \times 10$
（（5）>（（8）-（9））の場合は（5）」
の各欄の記載に当たっては、上記（2）で外書きした金額を「（5）」に含めて計算します。

3 「 $\frac{\text{仮計}}{\text{（5）と（6）又は（7）のうち多い金額}} \times 8$ 」は、その適用を受ける連結法人に係る連結親法人が措置法第68条の9第3項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）に規定する中小連結親法人である場合には「（6）又は」を消し、その他の場合には「又は（7）」を消します。

4 「控除対象個別帰属調整額等 9」は、措置法令第39条の45の3第1項各号（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に掲げる金額を有する場合に、当該金額の合計額を記載します。

5 「 $\frac{\text{住民税額控除額}}{\text{（10）} \times \frac{2.58 \text{又は} 1.4}{100}} \times 11$ 」は、平成31年10月1日以後に開始する連結事業年度にあつては「2.58又は」を消し、同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は1.4」を消します。